

保護者 様

埼玉県立大宮光陵高等学校長
佐々木 律 (公印省略)

携帯電話・スマートフォン等の扱いに係る校内規程の改正について (通知)

本校の教育活動ならびに生徒指導に、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
本校では、標記について昨年度から

- (1)生徒の主体的な活動により生徒自治を高める。
- (2)実社会に出るうえで身に付けるべきルールやモラル、判断力を醸成する。
- (3)携帯電話の取扱い等について学校を取り巻く社会環境や生徒の状況の変化に対応する。

3点を目的に生徒の取組を支援し、改正への検討を重ねてまいりました。

つきましては、下記の内容にご理解いただき、これまで以上に情報モラルの啓発を進めてまいりますので、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 校内規程の改正、これに伴う変更

【改正前】(校内生活)学校敷地内での携帯電話の使用は**禁止する**。

【改正後】(校内生活)学校敷地内での携帯電話・スマートフォン等の使用は**制限を設ける**。

施行期日は、令和2年4月1日とし、生徒手帳P17「生徒心得」、および入学のしおりP12「7 明るく充実した学校生活を送るために(生徒心得)」の、携帯電話等使用(2)を変更します。

2 制限内容

- (1) 登校後から下校まで使用を禁止する。放課後の校舎外での使用を認める。
- (2) 学校行事、部活動、その他教育課程に基づく活動での使用は、指導にあたる教員の監督のもと認めるものとする。
- (3) 緊急時の使用は、この限りではない。
- (4) 上記による校内での使用は情報モラルを遵守し必要最小限とする。
- (5) 制限内容は、毎年度末までに生徒指導部(生徒会顧問を含む)により見直し、職員会議を経て年度当初に確認する。なお、不適切な使用が見られた場合は、年度途中でも制限を変更する。

3 その他

- (1) 生徒への説明を昨年度3月に情報モラル教育(講話)で予定していましたが、感染拡大防止の臨時休業により、一斉登校が再開した6月22日に、校内掲示と担任からの説明に代えさせていただきますことご了承ください。
- (2) 入学時にご提出いただいた「誓約書」の変更は【裏面】をご参照ください。なお、再度ご提出の必要はございません。

《担当》 生徒指導部 主任 花田洋司
電話 048-622-1277 FAX 048-620-1901

携帯電話・スマートフォン等の使用に関する誓約書

携帯電話・スマートフォン等を登校の際に所持させますのでお届けします。なお、下記事項について確認し、家庭で指導いたします。

記

- 1 生徒心得「学校敷地内での携帯電話・スマートフォン等の使用は**制限を設ける。**」に従い、以下の制限について確認しました。不適切な使用の場合は学校の指導に従います。
 - (1) 登校後から下校まで使用を禁止する。放課後の校舎外での使用を認める。
 - (2) 学校行事、部活動、その他教育課程に基づく活動での使用は、指導にあたる教員の監督のもと認めるものとする。
 - (3) 緊急時の使用は、この限りではない。
 - (4) 上記による校内での使用は**情報モラルを遵守し必要最小限とする。**
 - (5) 不適切な使用が見られた場合は、年度途中でも**制限を変更する。**
- 2 使用前に「フィルタリングサービス」(有害サイトアクセス制限サービス)を設定し、有害サイトへのアクセスをしないよう指導します。
- 3 ネット上の掲示板、SNS等の書き込みや画像・動画の掲載については、情報モラルを指導します。万が一、他人を傷つける等の事故が発生した場合は、被害者に対し保護者が責任をもって対応します。
- 4 電車内での使用など公共の場所での使用についてはルールを指導します。また、事故防止の観点から歩行中や自転車運転中は使用しないよう指導します。

ご家庭におかれましては、引き続き適切な使用方法についての指導(家庭内でのルールづくりの推奨、フィルタリングの徹底等)をお願い致します。

参考：県教育委員会は、ネットいじめやネットトラブルの解決に向けて子供たちが主体的に関わるよう、「生徒自身による『私たちのネット利用ルール』づくり」の活動を推進しています。本校は、昨年度(令和元年度)、活動推進校として取組発表を行いました。

(詳しくは、埼玉県教育委員会「生徒自身による『私たちのネット利用ルール』づくり」をご覧ください)

